

島根県常備消防広域化推進計画

平成20年3月

島 根 県

はじめに

近年の災害は、複雑かつ大規模化する傾向にあるなか、消防には、住民の生命、身体及び財産を守る責務があります。

このような中、全国的にみても、小規模な消防本部においては出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等が困難な場合があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

本県においても、人口の減少や高齢化、過疎化が進むなか、多くの消防本部においては、専門要員を始めとした職員の確保、職員の高齢化、財政運営が厳しい状況であることなどの問題を抱えています。

このような中、国においては、消防体制の整備及び確立を図ることを旨とした市町村の消防の広域化を推進するために、平成18年度に消防組織法を一部改正し、同法に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日消防庁長官。以下「基本指針」という。）を定めたところです。

県では、同法及び同指針に基づき「島根県常備消防広域化検討委員会」を設置のうえ、県内消防本部が抱える問題点、広域化の必要性及び広域化する場合の枠組みなどを調査・検討しました。そして、同検討委員会の報告や市町村の意見を踏まえ、今般、消防組織法第33条第1項に定める「自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画」として「島根県常備消防広域化推進計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

もとより、消防の広域化は、消防の主体である市町村の自主的な意思によって行われるべきものであり、広域化へ向けた協議も、あくまで市町村の自主的な意思に委ねられることは言うまでもありません。

現在、市町村においては、消防の広域化をめくり、その必要性、市町村合併後の行政体制の整備との関係等について様々な議論があり、また、広域化するとした場合の圏域についても様々な意見があります。

このような中であって、県計画は、市町村において、自主的な消防の広域化について具体的かつ十分な検討、協議を行なうに当たり、参考としていただく一つの枠組みを示すものであります。

県計画については、今後、市町村における議論の進展に応じて、適宜見直すなど、柔軟に対応することとします。また、県計画がこのような位置づけ・性格であることは県民の皆様に対しても広報してまいります。

市町村におかれては、自主的な意思により、消防の広域化について検討、協議を行うに当たっては、県計画を参考として十分に議論され、消防体制の整備及び確立に取り組んでいただくことを期待するものであります。

～ 目次 ～

一 市町村の消防の現状及び将来の見通し

1. 市町村の消防の現況及び将来の見通し P 1

二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1. 市町村の消防の広域化の必要性 P 5
2. 市町村の消防の広域化の基本的な考え方 P 9

三 広域化対象市町村の組合せ

1. 市町村の消防の広域化の規模 P 10
2. 広域化対象市町村の組合せ及び理由 //

四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1. 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項 . P 13

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1. 広域化後の消防の体制の整備 P 14
2. 構成市町村間の関係 //
3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策 //

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1. 消防団との連携の確保 P 16
2. 市町村防災担当部局との連携の確保 //

別添資料

- 1．本部・署所の配置及び管轄境界付近までの到達時間の差・・・・・・・・・・P 1 7
- 2．島根県における市町村の消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット（検討事項）一覧・・・・・・・・・・P 1 8
- 3．面積が大きく一定の規模を持つ消防本部の例・・・・・・・・・・P 2 2

参考

- 島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・P 2 3
- 島根県常備消防広域化検討委員会委員・幹事会幹事名簿・・・・・・・・P 2 4
- 委員会及び幹事会開催状況・・・・・・・・・・P 2 5

各データの出典は次のとおり

- ・人口
 - 20005年国勢調査
- ・人口推計
 - 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」
- ・面積
 - 平成19年度消防現勢
- ・消防本部・消防団人員、火災・救急・防火対象物件数
 - 消防防災・現況調査
- ・庶務・通信人員及び車両
 - 平成19年9月消防本部アンケート
- ・救急救命士
 - ・救急隊数及び救急救命士数：平成19年救急年報
 - ・救急救命士搭乗率：平成19年9月消防本部アンケート

一 市町村の消防の現状及び将来の見通し

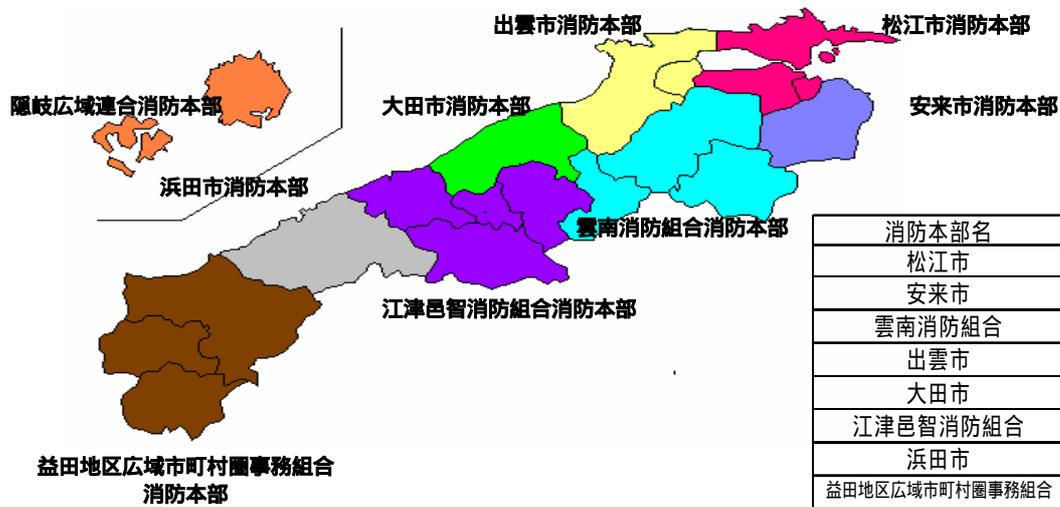
1. 市町村の消防の現状及び将来の見通し

(1) 消防本部の現状

本県では、消防本部が9本部あり、そのうち、単独市町村で構成している本部は松江市、安来市、出雲市、大田市及び浜田市、一部事務組合による本部は雲南消防組合、江津邑智消防組合及び益田地区広域市町村圏事務組合、広域連合による本部は隠岐広域連合です。また、東出雲町及び斐川町は、それぞれ松江市及び出雲市に消防事務を委託しています。

消防本部の規模としては、松江消防及び出雲消防を除く7本部が管轄人口規模10万人以下の小規模消防本部です。

また、管轄面積については、1,000 km²以上の本部が3本部あるなど、全国平均を上回っている状況です。



(単位：km²、人)

消防本部名	面積	職員数
松江市	572.86	234
安来市	420.97	84
雲南消防組合	1,164.27	108
出雲市	624.07	192
大田市	436.11	78
江津邑智消防組合	1,077.04	121
浜田市	689.52	112
益田地区広域市町村圏事務組合	1,376.54	117
隠岐広域連合	346.19	66
合計	6,707.57	1,112
県内平均	745.28	124
全国平均(H18.4.1)	454.13	193

(2) 人口推移

本県の総人口は、平成17年の国勢調査では約74万人ですが、今後も少子化の進行等により将来人口が減少することが予想され、平成42年には県総人口が約63万人になるとの推計もされています。

よって、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられ、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団の担い手不足も懸念されます。

消防本部別管轄人口及び将来推計人口 (単位：人、%)

	H17年 国調(A)	H42年 推計(B)	B/A (%)
松江	210,796	210,217	99.73%
安来	43,839	34,642	79.02%
隠岐	23,696	17,879	75.45%
雲南	66,194	48,144	72.73%
出雲	173,751	162,433	93.49%
大田	40,703	26,229	64.44%
江邑	50,953	35,542	69.75%
浜田	63,046	44,732	70.95%
益田	69,245	50,357	72.72%
合計	742,223	630,175	84.90%

(注)

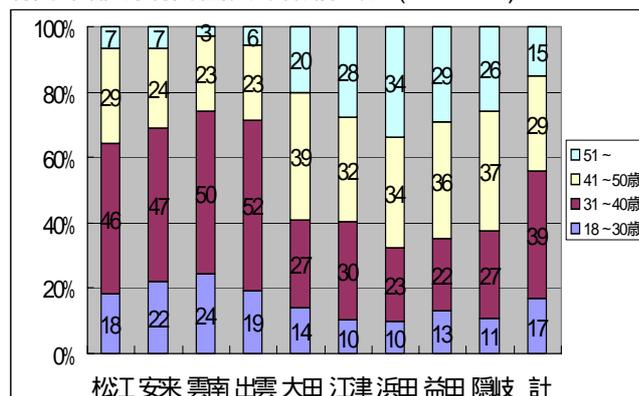
・左表の推計人口は、H12年国調に基づき推計した数値であり、H17年国調に基づく推計では、H42年県人口588千人という数値も出ています。

消防団員の推移

(単位：人)

	H9	H19	減少率
松江	2,239	2,124	5.14%
安来	866	783	9.58%
隠岐	1,030	923	10.39%
雲南	2,640	2,344	11.21%
出雲	2,123	1,946	8.34%
大田	969	816	15.79%
江邑	1,856	1,652	10.99%
浜田	1,091	1,024	6.14%
益田	1,427	1,307	8.41%
合計	14,241	12,919	9.28%

消防本部別消防団員年齢構成比(H19.4.1)



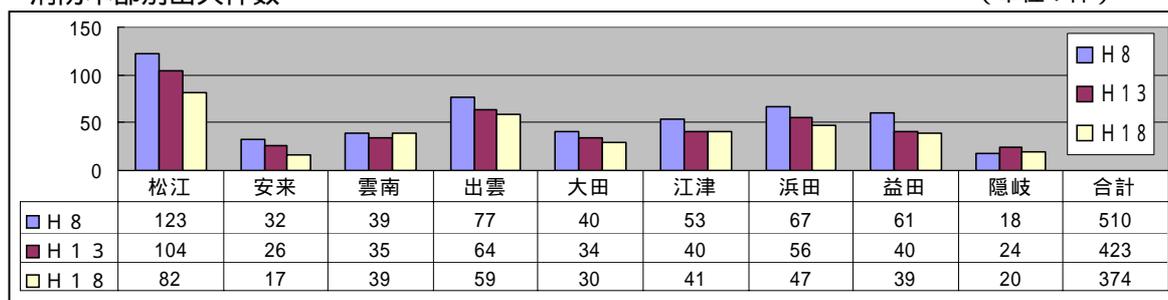
(3) 消防需要の動向及び変化

火災発生件数

本県における平成8年から平成18年における年間火災発生件数は、500件前後の件数が3回あるものの、それ以外の年においては、ほぼ400件前半で推移しており、横ばいです。

消防本部別出火件数

(単位：件)



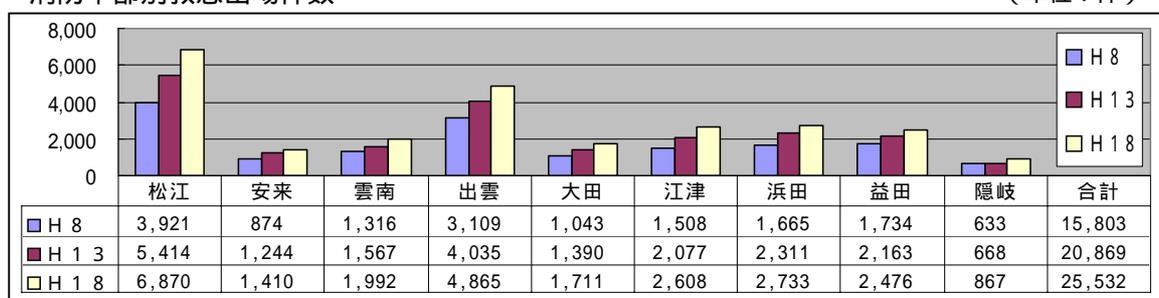
救急出場件数及び搬送人員

本県における年間救急出場件数は、平成8年が15,803件であったのに対し平成18年が25,532件と一貫して増加しており、この間の増加率は61.5%です。

また、本県における搬送人員数は、平成8年が15,724人であったのに対し平成18年は前年からは微減したものの24,619人と増加傾向にあり、この間の増加率は56.5%です。

消防本部別救急出場件数

(単位：件)



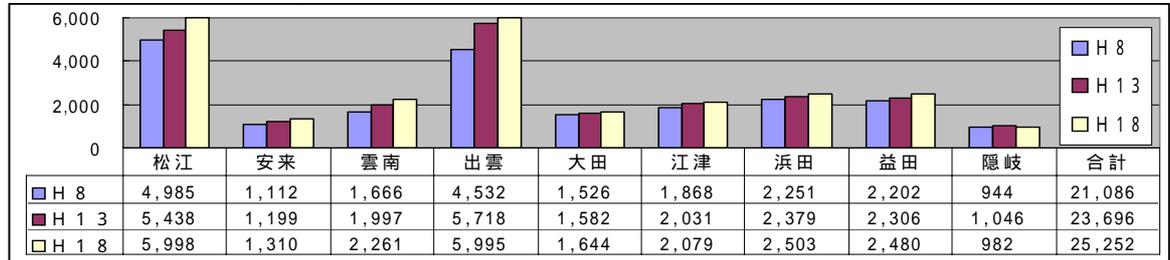
防火対象物の推移

本県における防火対象物数は、各本部間でばらつきがあるものの、平成8年が21,086箇所であったのに対し平成18年は25,252箇所と増加傾向にあり、この間の増加率は19.8%です。

また、消防用設備等設置対象物についても増加傾向にあり、平成8年から平成18年の増加率は自動火災報知設備設置対象物が19.1%、スプリンクラー設備設置対象物が54.5%、屋内消火栓設備設置対象物が14.2%、避難器具設備設置対象物が16.9%です。

消防本部別防火対象物数

(単位：箇所)



大規模災害の発生状況

本県は、山地が多いなど、地理的、自然的に災害を受けやすい環境です。

近年でも、平成14年の鳥取県西部地震、平成18年7月豪雨、平成19年8月30日からの大雨(隠岐地区)など、大規模な災害が頻発しています。

(4) 消防力の実情

大部分の消防本部では、消防車両についてはほぼ充足していますが、人員については次のとおり充足しているとはいえない状況にあります。

予防業務について、年々防火対象物等が増加しているにも関わらず、予防人員の増加が見込めない状況にあり消防隊や救急隊に搭乗する職員が現場出場の合間を使って対応している実態があります。このため、計画的な査察及び違反是正の推進活動が十分に出来ていません。

近年特に必要となってきた予防技術資格や救急救命士資格を取得するためには、研修へ長期間参加することが必要であるなか、当該研修に参加した場合の補充として他の職員の負担が増えています。また、研修に参加できないこともあります。

高規格救急車が整備されつつあるなか、心肺停止の傷病者に対する救急出場において一般隊員よりも救急救命士により処置された方が1か月後の生存率が高いことから、救急自動車への救急救命士の搭乗率の向上を図る必要があります。

消防本部別救急救命士数

(単位：隊、人、%)

	救急隊数	救急救命士運用隊数			救急救命士数		救急救命士搭乗率
		うち常時運用隊数	うち一部運用隊数	うち救急隊員	うち救急隊員		
						うち常時運用隊数	
松江	13	5	5	28	23	69.4	
安来	5	4	3	13	13	87.2	
隠岐	5	4	4	8	8	37.8	
雲南	4	3	3	20	19	83.2	
出雲	10	10	6	39	33	93.5	
大田	5	4	2	12	12	91.0	
江津	8	4	4	17	17	75.0	
浜田	6	6	6	22	22	96.0	
益田	8	5	1	12	12	65.6	
合計	64	45	30	171	159	-	

(注) 各隊数の考え方は次のとおり。

- ・ 運用隊数：救急救命士及び救命処置資機材が配置されている隊数
- ・ 常時運用隊数：常に救急救命士が搭乗する隊数
- ・ 一部運用隊数：一部、救急救命士が搭乗できない場合がある隊数

消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)では、救急自動車に1名以上の救急救命士が搭乗することとされている。

(5) 消防本部の財政

消防車両などの機械器具購入費

はしご車などの高額な消防車両を購入する年度では、例年より多額の経費が必要となります。また、近年の極めて厳しい財政状況の下では、車両の更新が繰り延べになる可能性があります。

人口一人あたりの消防予算額

小規模な消防本部ほど、住民一人あたりの消防予算額が高い傾向があります。

一般会計予算額に占める消防費の割合

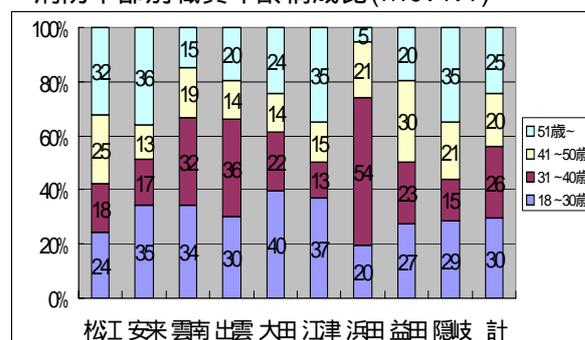
小規模な消防本部ほど、一般会計予算額中の消防費割合が高い傾向があります。

(6) 人事管理等の状況

本県の消防本部の中では、50歳以上の職員の割合が増加しているところもあり、人事ローテーションの硬直化の懸念があります。

また、消防本部毎にみた場合、年度別の採用職員数にばらつきがあることから、将来的に同様の硬直化が生じる懸念があります。

消防本部別職員年齢構成比(H19.4.1)



二 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1. 市町村の消防の広域化の必要性

本県においては、管轄人口が10万人以下の小規模な消防本部が9本部中7本部を占めており、救急業務や防火対象物が増加しているなか人員が充足しているとは言えない状況であり、市町村の財政運営面での厳しさも指摘されています。

また、今後、消防本部の管轄人口の減少が予測されるとともに、近時、消防団の人員も減少傾向にあり、将来にわたって市町村の消防力を安定的に維持することが困難となる懸念があります。

さらに、災害や事故は多様化、大規模化し、住民ニーズも多様化しています。

このような環境の変化に対応し、住民の生命、身体、財産を守るという責務を全うしていくためには、限られた人員・財源の中で現状よりも消防力の充実・強化を図っていくことが必要であり、それを具現化するためには、市町村の消防の広域化により様々なスケールメリットを実現することが極めて有効です。

市町村の消防の広域化による本県の具体的な効果については、本県が設置した島根県常備消防広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、全国及び本県の客観的なデータ、消防本部からのアンケートや聞き取り調査等に基づき検証した結果、本県においても、次のとおり、市町村の消防の広域化によって、住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実及び消防力の基盤強化が期待されます。

なお、消防の広域化をする場合の更なる詳細かつ具体的な効果については、市町村による広域消防運営計画の策定に向けた協議の中で検討されることを期待するものであります。

【検討委員会で検討した主な枠組み及び圏域を構成する消防本部名】

県一圏域（全県を一つとした圏域）

全消防本部

県二圏域（県を東部と西部に分けた圏域）

松江消防、安来消防、雲南消防、出雲消防、隠岐消防

大田消防、江邑消防、浜田消防、益田消防

県三圏域（消防と医療機関の連携を図る協議会である救急業務高度化推進協議会の圏域（以下「MC圏域」という。）をベースに江邑以西を同一圏域とした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防、益田消防

県四圏域（MC圏域をベースにした圏域）

松江消防、安来消防、隠岐消防

雲南消防、出雲消防、大田消防

江邑消防、浜田消防

益田消防

(注)隠岐消防については、松江日赤のヘリポート竣工後、同病院への救急搬送が増加することが予想されるため、松江・安来MC圏域とした。

各圏域の面積及び人口

(単位: km²、人)

	現状		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	面積	人口								
松江	573	210,796	1,340	278,331	1,340	278,331	3,128	518,276	6,708	742,223
安来	421	43,839								
隠岐	346	23,696								
雲南	1,164	66,194	2,224	280,648	2,224	280,648	3,580	223,947	6,708	742,223
出雲	624	173,751								
大田	436	40,703	1,767	113,999	3,144	183,244	3,580	223,947	6,708	742,223
江邑	1,077	50,953								
浜田	690	63,046								
益田	1,377	69,245	1,377	69,245						
合計	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223	6,708	742,223

平成42年推計人口における各圏域の人口及び平成17年国調人口との指数 (単位: 人、%)

	平成42年推計人口		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
松江	210,217	99.73%	262,738	94.40%	262,738	94.40%	473,315	91.32%	630,175	84.90%
安来	34,642	79.02%								
隠岐	17,879	75.45%								
雲南	48,144	72.73%	236,806	84.38%	236,806	84.38%	156,860	70.04%	630,175	84.90%
出雲	162,433	93.49%								
大田	26,229	64.44%	80,274	70.42%	130,631	71.29%	156,860	70.04%	630,175	84.90%
江邑	35,542	69.75%								
浜田	44,732	70.95%								
益田	50,357	72.72%	50,357	72.72%						
合計	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%	630,175	84.90%

【市町村の消防の広域化による本県の具体的な効果】

本部機能である庶務・通信人員の集約による現場で活動する消防職員の増強

予防人員、救急救命士の充実などによる救急業務・予防業務の高度化

広域化により消防本部が大きくなり、現場人員の増強が図られれば職員の専門性を高めることが容易となり、年々増加する救急業務や、高度化する予防業務への的確な対応が可能となります。

圏域別庶務・通信人員集約数(シミュレーション)

(単位: 人)

	現状			4圏域			3圏域			2圏域			1圏域		
	総数	うち 庶務	うち 通信	総数			総数			総数			総数		
				(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 減員計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)	(庶務通信の 集約計)	うち 庶務 (集約数)	うち 通信 (集約数)
松江	234	7	13	384 (9)	12 (5)	17 (4)	384 (9)	12 (5)	17 (4)	684 (34)	19 (12)	23 (22)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)
安来	84	5	4												
隠岐	66	5	4												
雲南	108	7	11	378 (18)	12 (6)	17 (12)	378 (18)	12 (6)	17 (12)	428 (22)	12 (11)	14 (11)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)
出雲	192	7	13												
大田	78	4	5	233 (8)	7 (7)	13 (1)	350 (19)	7 (12)	13 (7)	428 (22)	12 (11)	14 (11)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)
江邑	121	7	7												
浜田	112	7	7												
益田	117	5	6	117	5	6									
合計	1,112	54	70	1,112 (35)	36 (18)	53 (17)	1,112 (46)	31 (23)	47 (23)	1,112 (56)	31 (23)	37 (33)	1,112 (71)	27 (27)	26 (44)

(注)・()内の数値は、広域化により集約される人員数です。

- ・庶務人員には、消防長、次長(署長兼務除く)は含め、派遣職員などは除いています。
- ・通信人員には、主として通信業務に携わっている兼務者を含みます。
- ・圏域別の庶務・通信人員は、全国の人口規模別類似団体の人員数を用いています。

人事の硬直化の回避

人員規模が拡大することにより採用人員の平準化が図られ、また、人事ローテーションの多様化により適材適所による組織の活性化が図られます。

高度な資機材の整備

高度な資機材について、共同で導入し運用すれば、重複投資が回避され設置経費の軽減が図れます。

指令台の集約による節減効果を例にとれば次のとおりです。

圏域別指令台集約効果

(単位：千円)

	現在の型	導入年度	単独		4圏域		3圏域		2圏域		1圏域	
			金額	型	金額	型	金額	型	金額	型	金額	型
松江		H13	496,630		708,370 (350,600)		708,370 (350,600)		1,073,490 (712,900)		1,657,550 (1,512,800)	
安来		-	298,770									
隠岐		H9	263,570									
雲南		H15	296,090		621,110 (392,600)		621,110 (392,600)					
出雲		H18	431,330									
大田		-	286,290		531,670 (178,050)		692,270 (405,400)	OR	754,710 (629,250)			
江邑		H16	359,890									
浜田		H18	349,830									
益田		H15	387,950		387,950							
合計			3,170,350		2,249,100 (921,250)		2,021,750 (1,148,600)		1,828,200 (1,342,150)		1,657,550 (1,512,800)	

(注)・()内の数値は、共同で導入した場合の設置経費の節減額です。

・金額は、平成18年度に(財)日本消防設備安全センターで作成した資料に基づき積算した金額です。

・指令台の型については、～型があり、管轄人口規模などに基づき導入する型が決まります。

財政規模の拡大による財政基盤の強化

財政規模が拡大することにより、財政基盤が強化され、計画的な資機材の導入を図ることができます。

管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

署所管轄区域を見直し、直近署所から部隊を出場させることにより、現場到着時間の短縮が図られます。

(管轄境界付近までの到着時間の差については、別添資料1を参照)

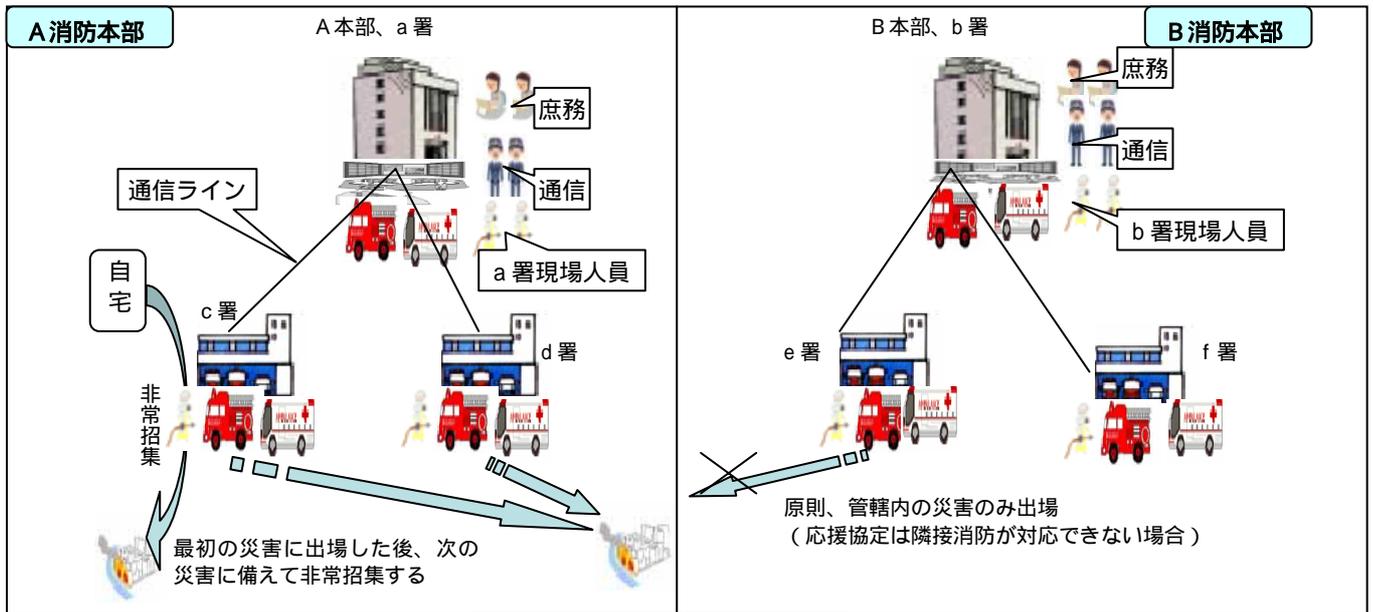
事故や災害が同時期に発生した場合に、非常召集によらず迅速な対応が可能

事故や災害が同時期に発生した場合に、非常召集によらず迅速な対応が可能となります。また、非常召集の減少により職員の負担軽減及び経費(人件費)節約も図れます。

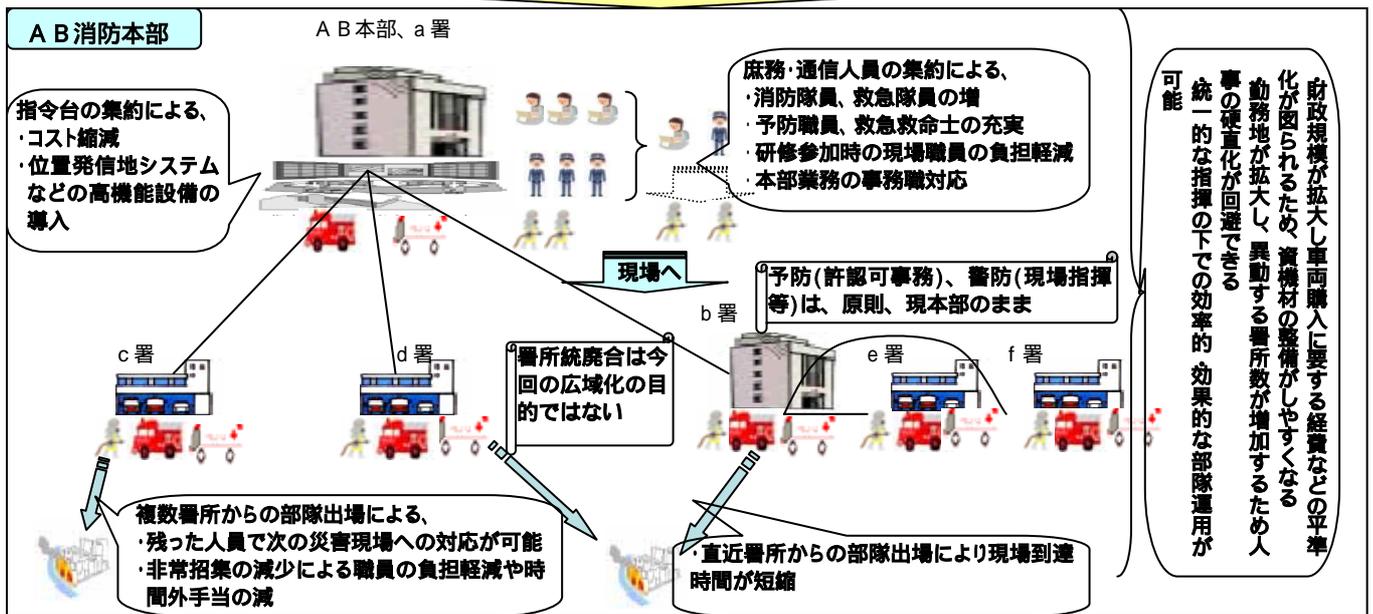
統一的な指揮の下での効率的・効果的な部隊運用

山林火災・風水害などの大規模災害において、応援協定によらず対応できる部隊数が増えるため、統一的な指揮の下での効率的・効果的な部隊運用が可能となります。また、災害が長期化した場合、交替人員の確保が容易となります。

島根県における市町村消防の広域化に伴うメリットのイメージ



広域化すると・・・



(本県における市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・他の圏域に対して有利な点及びデメリット(検討事項)一覧については、別添資料2を参照)

2. 市町村の消防の広域化の基本的な考え方

(1) 消防の広域化は、消防の主体である市町村の自主的な意思によって行われるべきものであり、広域化へ向けた協議も、あくまで市町村の自主的な意思に委ねられるべきものです。

市町村においては、消防の広域化の必要性、市町村合併後の行政体制の整備との関係等について様々な議論があり、また広域化するとした場合の圏域についても様々な意見があります。

このような中であって、県計画は、市町村において自主的な消防の広域化について具体的かつ十分な検討、協議を行うに当たり、参考としていただく一つの枠組みを示すものです。

(2) また、市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことがあってはなりません。

本県における市町村の消防の広域化においては、次の事項に留意します。

広域化の対象は、常備消防であり、消防団はその対象ではないこと。

署所の統廃合及び人員の削減は、広域化の目的ではないこと。

(3) なお、地域ごとの消防車両の必要数、消防人員数などは、地域ごとの市街化の状況などにより規定されていますので、規模の異なる消防本部が広域化した場合、必ずしも消防力を同一の水準にしなければならないものではありません。

三 広域化対象市町村の組合せ

1. 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また、組織管理、財政運営の観点からも効果が大きいとされています。

また、基本指針では、管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標としつつ、地域事情に対する十分な考慮が必要であるとされています。

よって、本県における市町村の消防の広域化の組合せを検討するに当たっては、次の事項を考慮することとします。

現在及び将来の管轄人口

一般的に組織が大きい方が人員の集約効果が大きく、また、将来の人口減少も踏まえ消防力が維持できる方法を考慮します。

管轄面積

面積が広大になることの問題点及びその対処方法を考慮します。

地理・交通網

中山間地域が多く、道路交通網が脆弱であることを考慮します。

生活圏、歴史的背景、広域行政

例えば、MC圏域などの既存の圏域をベースに、人的交流や地域の一体感を考慮します。

通勤距離

管轄区域が広大となり職員の負担が大きくなることや宿舎設置などにより新たに財政負担が増えることなどを考慮します。

その他

初期投資、職域の取り扱いなどを考慮します。

2. 広域化対象市町村の組合せ及びその理由

前述した圏域（「検討委員会で検討した主な枠組み及び圏域を構成する消防本部名」（P5）の各圏域）について検討した結果は次のとおりです。

（1）県二圏域について

管轄人口のバランスが著しく悪いこと、大田消防が既存のMC圏域と分かれること、大田消防をMC圏域と一致させるため東部に入れると、管轄人口のバランスが更に悪くなることから、広域化対象市町村の組合せとしては、適当でないと考えられます。

（2）県四圏域について

県西部の二圏域は広域化のメリットが少ない（益田消防は現在のまま）こと、県西部の二圏域は平成42年の推計人口が10万未満となることから、広域化対象市町村の組合せとしては、適当ではないと考えられます。

(3) 県一圏域について

消防の広域化については、住民サービスの向上や人員配置の効率化と充実・消防力の基盤強化を図ることを目的としており、県一圏域とした場合には、本部人員や指令台の集約効果などのスケールメリットが最大限生かされること、職員数の拡大により研修参加等に伴う調整が県全体で可能となること、本部の管轄境界がなくなり全県一体となった出場体制となることなどが期待されます。

もともと、県一圏域に広域化した場合、圏域を分けた広域化より組織のあり方の検討など課題が多岐にわたること、本部と署所が遠隔となるため現場の状況の把握が困難となる可能性があるなど様々な課題が生じる懸念があります。また、県一圏域とするためには、全市町村の合意が必要となります。

したがって、県一圏域は、これを現時点において現実的な組合せとして捉えることは困難な面がありますが、将来的にみて、これらの課題が克服できる場合には、県一圏域とすることも考えられます。

(4) 県三圏域について

MC圏域をベースにした地域的なつながりがあること、全ての圏域において人員や指令台の集約効果があること、比較的人口が均衡していること、平成42年の推計人口においても10万人規模が保てることなどが期待されます。県三圏域が現実的な組合せとしては最も適当と考えられます。

なお、県三圏域の管轄面積は、現行の9消防本部の管轄面積よりも大きくなりますが、全国的にみれば、現状においても同程度の面積の消防本部もあります。(別添資料3参照)

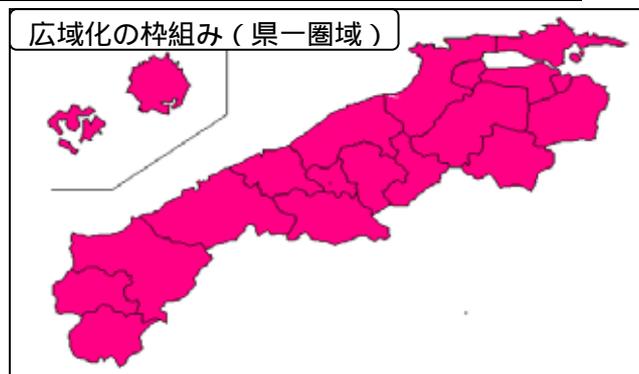
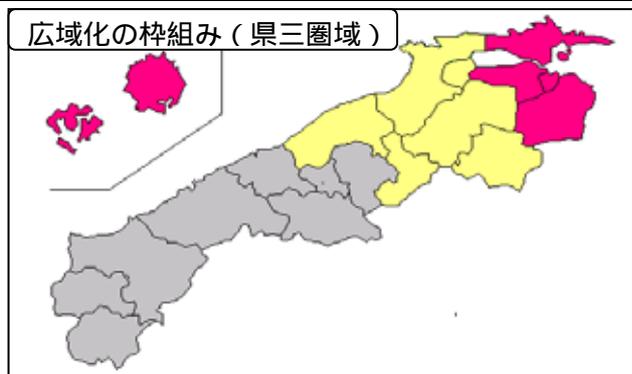
(5) 以上から、広域化対象市町村の組合せとしては、県三圏域とすることが現実的な組合せとして適当と考えられます。

なお、上記(3)で述べた諸課題が克服できる場合には、県一圏域とすることも考えられます。

本県における消防の広域化の圏域

(単位：km²、人、台、百万円)

項目	県三圏域			県一圏域	
	松江・安来・隠岐	雲南・出雲・大田	江邑・浜田・益田		
構成消防本部 及び市町村名	松江消防 ・松江市 ・東出雲町 安来消防 ・安来市 隠岐消防 ・海士町 ・西ノ島町 ・知夫村 ・隠岐の島町	雲南消防 ・雲南市 ・奥出雲町 ・飯南町 出雲消防 ・出雲市 ・斐川町 大田消防 ・大田市	江邑消防 ・江津市 ・川本町 ・美郷町 ・邑南町 浜田消防 ・浜田市 益田消防 ・益田市 ・津和野町 ・吉賀町	全消防本部 ・全市町村	
面積	1,340	2,224	3,144	6,708	
人口	H17国調	278,331	280,648	183,244	742,223
	H42推計	262,738	236,806	131,631	630,175
	指数	94.40	84.38	71.29	84.90
人員等	人員数	384	378	350	1,112
	うち、庶務集約人員	5	6	12	27
	うち、通信集約人員	4	12	7	44
署所数	19	12	21	52	
車両	ポンプ車	24	21	25	70
	はしご車	4	2	3	9
	化学車	4	2	4	10
	救急車	24	18	22	64
	救助工作車	3	7	3	13
	指揮車	6	7	4	17
指令台	導入経費	708	621	692	1,657
	集約効果	350	392	405	1,512



(注)隠岐消防については、松江日赤のヘリポート竣工後、同病院への救急搬送が増加することが予想されることから、松江・安来と同じ圏域としました。



四 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1. 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

(1) 消防の主体は市町村であり(市町村消防の原則) 消防の広域化は、市町村の自主的な意思によって行われるべきものであることは言うまでもありません。

他方、県は、市町村の消防が十分に行われるよう、消防に関する県と市町村との連絡、市町村相互間の連絡協調を図る等の権限と責任を有しており、消防の広域化に関しては自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(県計画)を定めることとされています。

このため、県は、市町村において自主的な消防の広域化について具体的かつ十分な検討、協議を行うに当たり、参考としていただく一つの枠組みを示すものであります。

このような基本的考え方の下、県としては、市町村の自主性を尊重しつつ、次のとおり市町村への情報提供、助言等を行うこととします。

市町村への情報提供、助言

県としては、様々な機会を捉えて、消防の広域化の必要性や県計画について市町村に対する説明を行うなど、引き続き市町村への情報提供に努めます。

市町村における消防広域化の検討や、広域消防運営計画を策定するための協議会等へは、市町村からの求めに応じて参画します。

なお、消防の広域化は、市町村の自主的な意思によって行われるものですので、市町村に対する助言等を行う場合にあっては、それは、この考え方にもとるようなものであってはならないことは言うまでもありません。

消防機関への情報提供

消防機関に対しても、様々な機会を捉えて、消防の広域化の必要性や県計画について説明を行うなど、引き続き情報提供に努めます。

県民に対する普及啓発

県ホームページなどの広報媒体を活用するなど、広く県民に情報提供等を行います。その際には、県計画は市町村において具体的かつ十分な検討、協議を行うに当たり、参考としていただく一つの枠組みを示すものであるという県計画の位置付け・性格を明示します。

(2) 市町村における議論が行われるなかで、或いは、諸般の情勢の変化により、県計画に定めた組合せの内容を見直す必要が生じる場合もありうるものと考えられますが、その場合には、法の趣旨を踏まえ、あらかじめ関係市町村の意見を聴いたうえで県計画を変更するなど、柔軟に対応します。

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1. 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出場体制、事務処理等が行われることが重要です。

ただし、組織及び部隊運用等の急激な変化のため、情報の伝達に支障が生じること、現場へ出場する人員が地理不案内のため現場到着が遅れること及び水利不案内のため消火活動に支障が生じることなどによる消防サービスの低下を招かないように、広域化直後は従来と同様に運用しながら段階的に整備していくなど、柔軟な対応をとることも必要です。

2. 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなりますが、その場合、広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有を図る必要があります。

3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要ですが、そのための方策としては、基本指針四の3に示された事項に加え、次の事項について、十分検討する必要があります。

広域化に伴い本部と署が遠隔となるため、署長への権限移譲を検討するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

予防査察や許認可事務を行う予防人員及び災害時における現場指揮を行う警防人員を含めた現場活動人員についても、現状と同様に各地域に人員を配置するなど、地域の消防力や住民の利便性の低下を招かないようにすること。

広域化に伴い地理水利が不案内となることへの対応として、次の事項について検討するなど、消防力の低下を招かないようにすること。

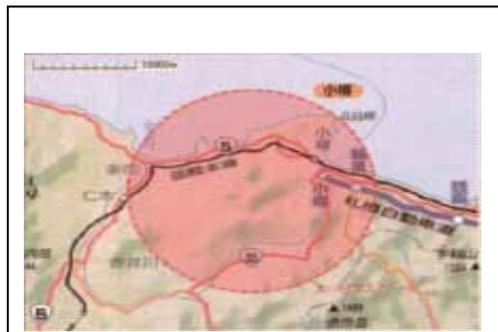
災害現場へ出場する署所の人員については、当面は広域化する前の消防本部管轄内の勤務とすること。

指令業務について、広域化当初は地理水利を熟知している広域化する前の各消防本部人員を配置すること及び人員配置計画よりも多く配置し機器の不慣れや不具合などに対処すること、水利等の最新情報を署所から入力し指令台へ集約すること並びに携帯電話対応の位置発信地システムなど高機能指令システムを導入すること。

参考：位置発信地システムの表示状況



(GPS機能が働いた場合の表示)



(GPS機能が働かなかった場合の表示)

参考：基本指針四の3

3. 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要だが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規定等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール

職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。

中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。

部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。

災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

委託料に係る基本的なルール

災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

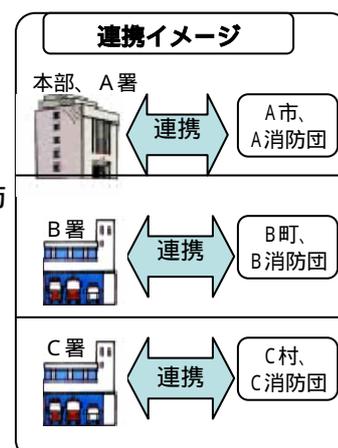
広域化後の消防においても、署所と消防団及び市町村防災担当部局との緊密な連携の確保が必要です。

1. 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、二の二のとおり、今回の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり消防力の整備指針第37条に基づき設置します。

参考：消防力の整備指針第37条

消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。



この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となります。そのためには、次のような具体的方策が考えられます。

消防本部の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる消防本部との一元的な連絡調整

平素からの各消防団合同又は消防本部を含めた訓練等の実施

構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する署所との連携確保のための連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

消防本部及び署所と消防団との連絡通信手段の確保

2. 市町村防災担当部局との連携の確保

市町村における防災・国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要です。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となります。

そのために、次のような具体的方策が考えられます。

夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣

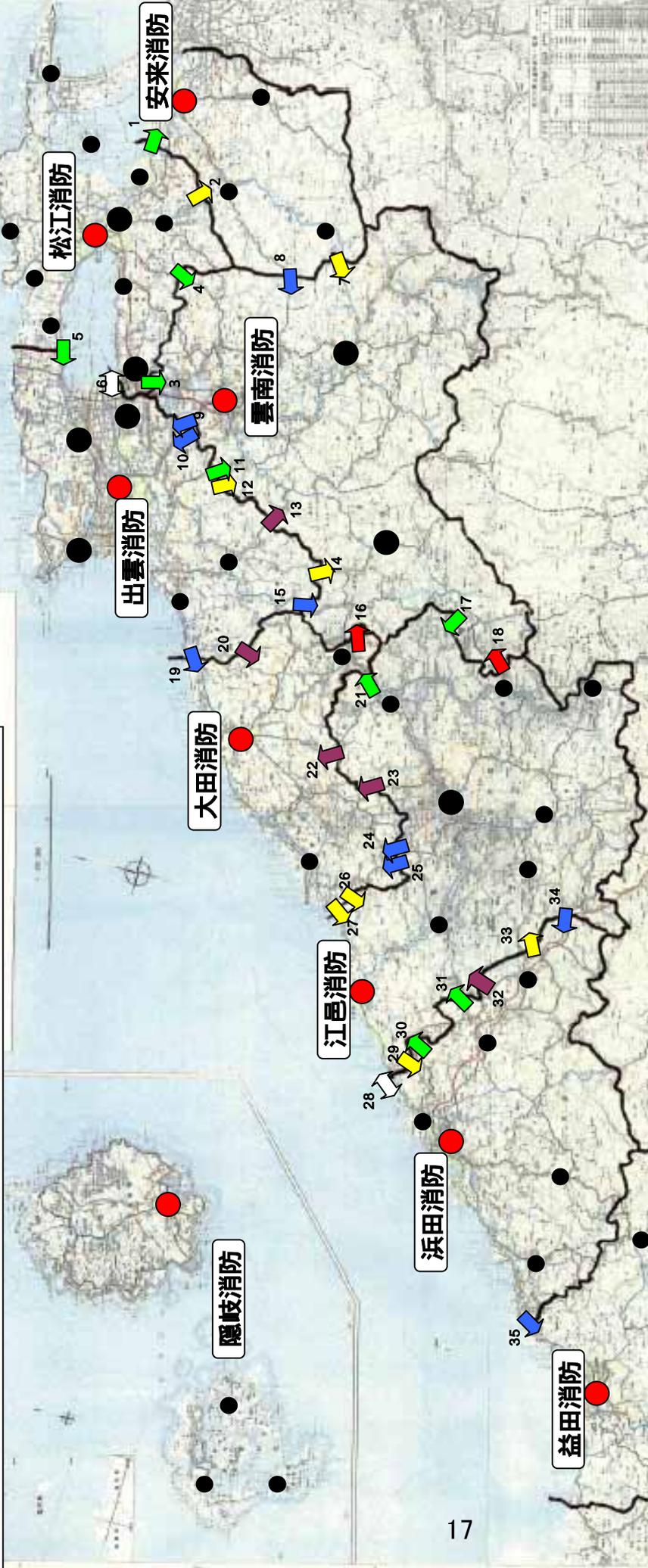
防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

総合的な合同防災訓練の実施

防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

資料1. 本部・署所の配置及び管轄境界付近までの到達時間の差



署所管轄境界付近までの到達時間一覽

(単位:分)

NO	路線名	本部名	到着時間	本部名	到着時間	差
1	19号線	松江	5	安来	10	5
2	2432号線	松江	14	安来	15	1
3	354号線	松江	4	雲南	19	6
4	松江木次線	松江	13	雲南	19	6
5	5431号線	松江	5	出雲	10	5
6	69号線	松江	4	出雲	4	0
7	7432号線	安来	4	雲南	8	4
8	安来木次線	安来	16	雲南	26	10
9	本次直江停留車場線	雲南	7	出雲	14	7
10	出雲三刀淵線	雲南	6	出雲	15	9
11	稚原木次線	雲南	13	出雲	17	4
12	出雲岡出雲線	雲南	19	出雲	16	3
13	湖崎掛合線	雲南	22	出雲	8	14
14	佐田矢神線	雲南	14	出雲	12	2
15	184号線	雲南	24	出雲	15	9
16	16川本波多線	雲南	23	大田	5	18
17	雲南飯沼線	雲南	13	大田	17	4
18	雲南飯沼線	雲南	22	江色	5	17
19	19号線	出雲	8	大田	17	9
20	窪田山口線	出雲	15	大田	27	12
21	川本波多線	大田	11	江色	5	6
22	375号線	大田	20	江色	8	12
23	大色鹿渡	大田	25	江色	11	14
24	本田野江線	大田	26	江色	18	7
25	高泉津川木線	大田	15	江色	16	1
26	大田井田江津線	大田	9	江色	11	2
27	279号線	江色	13	浜田	13	0
28	289号線	江色	16	浜田	18	3
29	下府江津線	江色	23	浜田	18	5
30	田所国府線	江色	18	浜田	14	4
31	松江金城線	江色	9	浜田	11	2
32	松江旭イタ線	江色	14	浜田	11	3
33	浜田作木線	江色	14	浜田	11	3
34	浜田八重可部線	江色	12	浜田	19	7
35	359号線	浜田	7	益田	17	10

凡 例

- (署所)
- : 消防本部 (本部併設の署)
 - : 署所 (複数部隊あり)
 - : 署所 (単部隊)
- (直近署所からの到達時間の差)
- 0分
 - 1~3分
 - 4~6分
 - 7~10分
 - 10分~15分
 - 16分~
- (注) 矢印の方が境界へ到達する時間が長い。

資料2. 島根県における市町村の消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧

(1) メリット

大項目	中項目	小項目	一般的メリット	圏域別の検証				備考
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	
住民サービスの向上	現場到着時間の短縮	署所適正配置	近接署所を再配置することで署所の偏在が解消される。	署所が近接していないため再配置の必要性が希薄である。	同左	同左	同左	・広域化により消防サービスの格差が生じないような対策を検討する必要がある。
		署所管轄区域の見直し	近接署所から出場することで現場到着時間の短縮が可能となる。	現場到着時間が短縮される地域が多い。	同左	同左	同左	・現在の署所は、署所管轄人口や高速道路等の状況により必要部数削減が可能な場合があり、単純に管轄区域の拡大が困難な場合もある。
	消防力の強化	管轄境界区域の消防力強化	各署所から災害規模に応じた部隊が同時に出場することが可能となる(応援協定による)。	同時に部隊が出場する可能性が高い。	同左	同左	同左	・非常召集の減少による職員の健康管理や時間外手当等の経費が削減されることや非常召集までの間に二次災害が発生した場合における出場が可能なことなどでのメリットがある。
		上記区域以外の消防力強化	各署所から災害規模に応じた部隊が同時に出場することが可能となる(応援協定による)。	同時に部隊が出場する可能性が高い。	同左	同左	同左	・署所の部数削減が1部隊のみの地域では残留部隊が生じない(ただし本部全体では残留部隊が確保できる可能性がある)。
本部の統合による現場人員の増強		庶務部門の統合	庶務人員の集約により現場人員の増強が可能となる。	県全体で18名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・火災現場から取水場所が遠い場合には2台の消防車両を連結して消火活動を行う場合があるなど、現場到着時間が短縮された場合災害対応に支障を来す場合がある(現在複数署所から出場している本部の部隊運用を検証する必要がある)。
		指令部門の統合	通信人員の集約により現場人員の増強が可能となる。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における庶務専任人員の平均値と、圏域毎の庶務人員との差である(署長専任者、派遣職員等、消防担当者を除く)。
人員の効率化と充実	本部の統合による現場人員の増強		通信人員の集約により現場人員の増強が可能となる。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・集約数については、市町村にて広域消防運営計画を策定する際に、面積等の地域事情を加味して部数の本部(22/30)で、今回調査した全国の消防本部のうち多数の本部(22/30)では、署所に庶務人員(兼務人員を含む)を配置していることから、署所庶務人員の配置の必要性及び配置する場合における本部と署の事務分掌について検討する必要がある。
			広域化当初は地理不案内等への対応として相応の人員配置が必要となるが、将来は現場への配置が可能となる(益田消防は集約効果なし)。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・集約数は、圏域別管轄人口と類似している全国の消防本部における通信専任人員の平均値と、圏域内の通信人員との差である。
業務への専任化・能力向上	救急救命士・予防防職員の確保	高度な研修への参加	上記人員の配置換えによる救急救命士、火災予防・査察等の専門スタッフの増強が可能となる。	広域化当初は地理不案内等への対応として相応の人員配置が必要となるが、将来は現場への配置が可能となる(益田消防は集約効果なし)。	同左	同左	同左	・集約数については、市町村にて広域消防運営計画を策定する際に、面積等の地域事情を加味して部数として署への通信人員の配置の必要性等について検討する必要がある。
			現場人員の増強により長期研修中の人員の確保が可能となる。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・有難による119番通報の受信や緊急通報システムの受信など地域によって独自の対応を実施しているところもあり、通信人員の配置について検討する必要がある。
人事硬直化の回避	業務への専任化・能力向上	高度な研修への参加	上記人員の配置換えによる救急救命士、火災予防・査察等の専門スタッフの増強が可能となる。	広域化当初は地理不案内等への対応として相応の人員配置が必要となるが、将来は現場への配置が可能となる(益田消防は集約効果なし)。	同左	同左	同左	・近年の建築物の大規模・複雑化に伴う予防業務の専門・高度化への対応や、救急救命士における処置率の状況から救急隊員の搭乗率アップが求められているが、これらの専門知識を取得するための研修中における現場人員へのしわ寄せが問題となっている。
			現場人員の増強により長期研修中の人員の確保が可能となる。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・長期研修が必要な救急救命士の研修経費として約300万円が必要となる。
人事硬直化の回避	業務への専任化・能力向上	高度な研修への参加	上記人員の配置換えによる救急救命士、火災予防・査察等の専門スタッフの増強が可能となる。	広域化当初は地理不案内等への対応として相応の人員配置が必要となるが、将来は現場への配置が可能となる(益田消防は集約効果なし)。	同左	同左	同左	・地理水利の不案内への対応のため、現場人員は、当面の間、現消防本部管内での勤務が適当である。
			現場人員の増強により長期研修中の人員の確保が可能となる。	県全体で23名の集約効果がある。	同左	同左	同左	・宿舎等の維持経費が発生する。 ・現場人員が長距離通勤となった場合、非常招集に時間が掛かるなどの影響が生じる。

大項目	中項目	小項目	一般的メリット	圏域別の検証				備考
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	
基盤強化と経費節減	高規格機材の導入	通信指令設備の一元化	財政規模が拡大することにより高機能指令システムの導入が可能となる。	県全体で921百万円の節減効果がある。 既存の指令台の活用が可能となる。 更新時には経費の負担が生じる。 本部設置場所にもよるが本部と署所間の専用回線の使用料等は、同回線の距離が短いためランニングコストが安くなる可能性がある。	同左 同左 同左	県全体で1,342百万円の節減効果がある。 指令業務を広域化当初から一元化する場、指令台を新設する必要がある。 指令業務を広域化当初からの負担が生じる。 本部設置場所にもよるが本部署所間の専用回線の使用料等は、同回線の距離が長くなるためランニングコストが高くなる可能性がある。	県全体で1,512百万円の節減効果がある。 同左 同左 同左 （2 圏域より構成市町村の負担は減少する） 同左 同左 （2 圏域より距離が長くなるため経費は増加する）	次の事項について留意する必要がある。 ・現在、市町村インターネットを利用している場合、通信費用が増加する。 ・上記メリット小項目「指令部門の集約」のとおり、署への通信人員の配置の必要性等について検討する必要がある。 ・下記メリット「職員の地理不案内」とおり、広域化後の指令部門に現本部から通信人員を派遣することを検討する必要がある。
	資機材の効率化・共同化	車両の効率化・共同化	はしご車・救助工作車等の高度車両の導入・共同化が可能となる。	既に管轄面積が広く、現場到着時間がかかるとともに共同化は困難である。	同左	同左	同左	・道路事情が改善されれば共同運用の検討を行う可能性もある。
	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模拡大による単年度経費の平準化	財政規模が拡大することにより計画的な資機材の導入が可能となる（単年度経費の平準化が図られる）。	現状よりも平準化が図られる。	4 圏域よりも平準化が図られる。	3 圏域よりも平準化が図られる。	2 圏域よりも平準化が図られる。	2 圏域よりも平準化が図られる。

(2) デメリット(検討事項)

大項目	中項目	小項目	内容	圏域別の検証				備考
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域	
住民サービスの低下	統廃合	署所の統廃合	広域化に併せて署所が統廃合される懸念がある。	署所の配置換えは一般論として考えられるが、署所の統廃合は広域化の目的ではない。	同左	同左	同左	将来的には、人口減少等に併い検討の必要が生じる可能性がある。
			窓口遠方	許認可窓口等が遠方となることにより住民サービスが低下する懸念がある。	広域化により底務・指令部門を統合することにより生じた人員を予防部門へ配置することや、本部から署へ権限を移譲することにより対応が可能となる。	同左	同左	同左
消防力の弱体化	人員の弱体化	職員の地理水利の不案内	本部の統合により人員が削減される懸念がある。	広域化により底務・指令部門を統合することにより生じた人員を現場・予防部門等に配置することを目的としており、人員削減は目的ではない。	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 現場人員については、広域化後も、当面の間、現在の本部管轄内の勤務とすることを検討する必要がある。 指令人員については、位置発信地表示システムのヒット率が100%ではない現状から、現時点では次の懸念がある。 <ul style="list-style-type: none"> 地理不案内による場所の特定が遅延 水利不案内による指令業務の遅延 よって、指令台共同運用先進地では地理・水利に精通した指令人員を配置していることから、現本部からの通信人員の派遣を検討する必要がある。 なお、将来的にGPS機能付携帯電話の普及等が進むことにより、同システムのヒット率は向上する可能性がある。
			市町村防災部局との連携の弱体化	遠方への異動により地理水利が不案内となる懸念がある。	4 圏域よりも地理水利が不案内となる懸念があるエリアが広い。	3 圏域よりも地理水利が不案内となる懸念があるエリアが広い。	2 圏域よりも地理水利が不案内となる懸念があるエリアが広い。	1 圏域
消防力の弱体化	消防体制の弱体化	市町村防災部局との連携の弱体化	単独消防から組合消防となれば市町村との連携が弱体化する懸念がある。	現在の組合消防と同様、市町村との連携を確保することが必要となる。	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 消防団及び市町村危機管理本部等と指令部門及び消防本部との連携方を確保する必要がある。 消防団との連携が希薄となり、地域の消防・防災力が低下しないような方を検討する必要がある。 消防団業務は市町村で所管し、消防団の訓練指導は消防署(所)で所掌するなど役割分担を検討する必要がある。 消防団員の確保対策が必要である。
			本部が遠方となることにより、市町村別に組織している消防団と疎遠となる懸念がある。	広域化後の署(所)長に権限移譲し、市町村防災担当部局との連携を確保することが必要となる。	同左	同左	同左	同左

大項目	中項目	小項目	内容	圏域別の検証				備考	
				4 圏域	3 圏域	2 圏域	1 圏域		
経費増	初期投資の経費	初期投資の経費	名称変更等により初期経費の負担が生じる。	初期経費の負担は生じる（益田消防を除く）。	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備指針上、住宅密集地とそれ以外の地域とでは延焼防止の観点から署所数やポンプ数の基準に差があるため、広域化した場合でも地域の実情に応じた消防力を整備することとなるが、特に拠点主義の地域においては、他の地域と比較して現場に到着するまでの時間が掛かることから署所の新設を求められる可能性が高い。 ・ 仮に、広域化後の全ての地域で消防力を同一の水準とする場合、財政規模の大きな団体が財政規模の小さな団体を援助することとなる可能性があり、住民の理解が得られないとの考えがある。 ・ 広域化先進地では、指令台等の共通経費について経費節減のメリットあると言われている。 	
	その他経費	消防力均一のための経費増	消防力を同一の水準とすることにより経費が増加する懸念がある。	同左 (広域化後の各本部における中山間地域の管轄面積が4 圏域より広い)	同左 (広域化後の各本部における中山間地域の管轄面積が3 圏域より広い)	同左 (広域化後の各本部における中山間地域の管轄面積が2 圏域より広い)	同左		
		宿舎の確保	遠隔地勤務者に対し宿舎を確保する必要があり。	同左	同左	同左	同左		現場人員は、当面の間、現本部管轄区域の勤務を想定しており必要性が認められない。
		組合費の増	新しく組合を設立する場合には組合経費が必要となる。	同左	同左	同左	同左		圏域に關係なく、新たに組合を設立する場合には組合経費が必要となる。
その他	給与等の影響	給与・手当の影響	給与・手当を統一する必要がある。	同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化先進地の事例では給与・手当が未統合となっている事例もある。 ・ 消防本部間で給与格差があり、高い給与の本部に統一すれば人件費が高騰し、市町村の負担が増加する。 	
	広域化後の組織	広域化後の組織	方面隊制度の導入を検討する。	同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面隊制度の導入により職員配置が必要となるため、本部の統合のメリットが少なくなる。 	

資料3 . 面積が大きく一定の規模を持つ消防本部の例

(単位：km²、人)

都道府 県名	消防本部名	面積	人口	職員数	署所数
広島県	備北消防	2,025	103,534	210	2署7出張所
秋田県	大曲消防	2,128	149,319	245	2署10出張所
北海道	釧路消防	2,136	201,804	352	3署9出張所
岩手県	宮古消防	2,672	99,622	253	3署4出張所
岩手県	盛岡消防	3,642	482,834	544	5署17出張所

(注) 調査対象は次のとおり

面積2,000km²以上かつ職員数200人以上かつ署2箇所以上

《参考》本県の広域化対象市町村の組合せ(県三圏域)の状況

(単位：km²、人)

圏域	面積	人口	職員数	署所数
松江・安来・隠岐	1,340	278,331	384	19署所
雲南・出雲・大田	2,224	280,648	378	12署所
江邑・浜田・益田	3,144	183,244	350	21署所

島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力の強化による住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図ることを目的として、県内市町村の消防の広域化について検討するため、島根県常備消防広域化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

- (1)自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2)市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3)前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- (4)前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5)広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6)市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7)消防指令業務の共同運用に関する事項
- (8)その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表、学識経験者及び県職員のなかから委員12名以内で構成し、知事が委嘱または任命した者とする。

2 委員の任期は、平成20年3月末日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は委員長が任命する。

3 幹事会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、島根県総務部消防防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

島根県常備消防広域化検討委員会 委員名簿

区分	氏名	職名	
学識 経験 者	いかわ きみお 井川 公夫	(株)山陰経済経営研究所 経済調査部長	
	はた こうへい 秦 公平【副会長】	松江赤十字病院院長	
	よしづか とおる 吉塚 徹【会長】	島根県立大学総合政策学部教授	
消防 機関	常備 消防	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長(消防長会副会長)
		やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長(消防長会会長)
		わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長(離島・組合消防)
	消防団	すみがわ てるかず 澄川 照一	県消防協会副会長(津和野町消防団長)
住民 代表	あだち きょうこ 安達 恭子	斐川町学童クラブ主任指導員	
	くぼた さつえ 窪田 サツエ	島根県連合婦人会副会長	
	やまくち ひろえ 山口 洋枝	島根県女性防火クラブ連絡協議会長	
県	かまつ まさとし 加松 正利	総務部長	
	やました おさむ 山下 修	地域振興部長	

島根県常備消防広域化検討委員会 幹事名簿

区分	氏名	職名	
消防 機関	常備 消防	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長
		あだち じゅんいち 足立 順一	安来市消防本部消防長
		こばやし としお 小林 敏雄	雲南消防組合消防本部消防長
		ながあか ひろゆき 永岡 博之	出雲市消防本部消防長
		まつい いさお 松井 功	大田市消防本部消防長
		むらかわ たつみ 村川 立美	江津邑智消防組合消防本部消防長
		ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長
		はらだ ひろし 原田 博	益田地区広域市町村圏事務組合消防本部消防長
		わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長
	消防団	あだち みきお 足立 幹男	島根県消防協会事務局長
県	ふくだ のぶお 福田 信夫【幹事長】	島根県総務部次長(危機管理)	
	ながあか たかし 長岡 隆	島根県地域振興部市町村課長	

島根県常備消防広域化検討委員会 開催状況

開催日	内容
H19.09.05	第1回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 検討委員会設置経緯及び委員長選任等 2. 会議公開及び幹事会 3. 議事 (1) 消防体制について (2) 消防広域化の概要について (3) 本県のメリット・デメリットについて (4) 県内の各種圏域と広域化圏域例について (5) 今後のスケジュールについて
H19.09.11	第1回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第1回委員会の概要について 2. 幹事会で協議する事項について
H19.10.15	第2回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.10.30	第3回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村消防の広域化のメリット・デメリットの検証に係る基礎資料について 2. 市町村消防の広域化に係る圏域別メリット・デメリット(検討事項)一覧について 3. 市町村消防の広域化に伴う圏域毎の比較について 4. 検討委員会への報告資料の確認について
H19.11.09	第2回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 圏域毎のメリット・デメリット(懸案事項)について
H19.11.16	第4回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 第2回検討委員会について 2. 島根県常備消防広域化検討委員会報告書(素案)について
H19.12.20	第3回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 圏域について 2. 島根県常備消防広域化検討委員会報告書(素案)について
H20.02.12	第5回島根県常備消防広域化検討委員会幹事会 1. 市町村長への説明状況、県民意見の状況について 2. 島根県常備消防広域化検討委員会報告書(案)について
H20.02.15	第4回島根県常備消防広域化検討委員会 1. 市町村長への説明状況、県民意見の状況について 2. 島根県常備消防広域化検討委員会報告書(案)について
H20.02.22	委員長から知事へ島根県常備消防広域化検討委員会報告書を提出